

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県立特別支援学校条例	公 布 日	昭和39年4月1日
条 例 番 号	昭和39年三重県条例第47号	直 近 改 正 日	平成23年12月27日
所管部局課	教育委員会事務局特別支援教育課	電 話 番 号	059-224-2961
条例の概要	学校教育法第80条の規定に基づき、三重県立特別支援学校を設置するものである。	条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	障がいのある者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を施すという特別支援学校の設置目的は、現在でも妥当性を有するとともに、今後も公教育として実施していく必要がある。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置及び管理に関しては、条例で規定することが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	学校教育法第80条及び地方自治法第244条の2
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例に基づき県立特別支援学校を設置している。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	特別支援学校の整備を着実に推進することが記されている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置及び管理に関しては、条例で規定することが必要である。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	特別支援学校に就学する者が対象であるが特別支援学校において行われる教育等により、障がいのある者が社会に出て、活力ある社会の実現に参画することにより、一般の県民にもその効果が及ぶことになる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	<b>改正を検討する。</b> 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えられるが、一部の語句の表現を整理することにより、より明確化されたものとしたい。	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			<b>無</b>	<b>無</b>